

令和8年度 大阪府障がい児等療育支援事業 専門研修会
10:00~12:00

特別支援教育への理解と連携

大阪教育大学 総合教育系
特別支援教育部門
准教授 今枝史雄

自己紹介

今枝 史雄(いまえだ ふみお)

2018年度より大阪教育大学 特別支援教育部門

大阪府立の支援学校で働いていました

専門領域: 知的障がい教育(特に教科別の指導)

知的障がい児の教育課程

成人期の生涯学習支援

(知的障がい者の大学公開講座を運営)

研修の流れ

1. 特別支援教育の制度とその実態
2. 特別支援教育と学習指導要領
3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携
4. まとめ

*一部「害」の字を用いてる場合があります

研修の流れ

1. 特別支援教育の制度とその実態と
2. 特別支援教育と学習指導要領
3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携
4. まとめ

1. 特別支援教育の制度とその実態

1) 特別支援教育とは？

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

自立と社会参加が目標

自分のことは自分で決める
実行する

自分たちの住む地域で活動

1. 特別支援教育の制度とその実態

1) 特別支援教育とは？

特殊教育 **場のニーズ**

養護学校は養護学校の教え方、特殊学級は特殊学級の教え方がある。場所によって違う。

特別支援教育 **個のニーズ**

特別支援学校に在籍していても、特別支援学級に在籍していても、通常の学級に在籍していても、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに合わせて教育する。児童生徒によって違う。

1. 特別支援教育の制度とその実態

1) 特別支援教育とは？

小学校

通常の学級 ・ 通級指導教室 ・ 特別支援学級

中学校

通常の学級 ・ 通級指導教室 ・ 特別支援学級

高等学校

通常の学級 ・ 通級指導教室
(2018年スタート)

 **特別支援学校(幼稚部)・小学部・中学部・高等部**

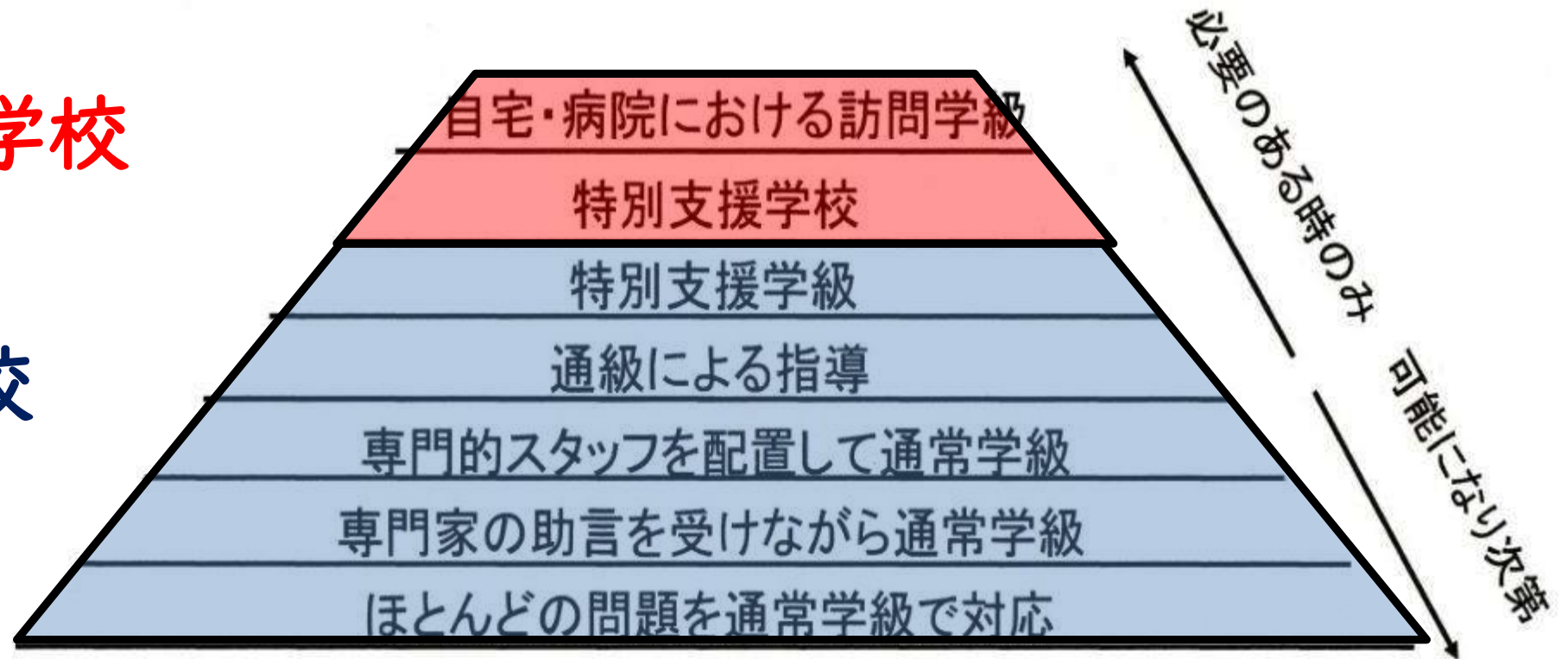
1. 特別支援教育の制度とその実態

1) 特別支援教育とは？

多様な学びの場の連続性

特別支援学校

通常の学校



1. 特別支援教育の制度とその実態

1) 特別支援教育とは？

特別支援教育＝障がい児を対象とする教育の制度名

2007年から特別支援教育（2006年までは特殊教育）

対象障がい → 2007年から発達障がいが増加

○特別支援学校：知的障がい・肢体不自由・病弱
視覚障がい・聴覚障がい

○特別支援学級：知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱
難聴、弱視、言語障がい、自閉症・情緒障がい

○通級による指導：言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、
LD、ADHD、肢体不自由、病弱

1. 特別支援教育の制度とその実態

1) 特別支援教育とは？



1. 特別支援教育の制度とその実態

1) 特別支援教育とは？

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H26→R6)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.4倍)の増加が顕著。



小中学校の通常の学級には特別な教育的支援を必要としている児童生徒が8.8%程度在籍している

教育的支援を必要としている児童生徒

→LD、ADHD、自閉症のあるもしくは疑いのある児童生徒

※矢印内の数値は、令和6年度(通級による指導)については令和5年度の児童生徒数を平成26年度の児童生徒数で割し、小数第1位未満を四捨五入したものである。

1. 特別支援教育の制度とその実態

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)について

<小学校・中学校>¹

	推定値 (95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8% (8.4% ~ 9.3%)
学習面で著しい困難を示す	6.5% (6.1% ~ 6.9%)
行動面で著しい困難を示す	4.7% (4.4% ~ 5.0%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3% (2.1% ~ 2.6%)

前回調査(2012年)から2.3%増加
特別な教育的支援を必要とする児童生徒(LD、ADHD、自閉症のある児童生徒)の認知の広がり

1. 特別支援教育の制度とその実態

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)について

<小学校・中学校>

	推定値 (95%信頼区間)			
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	(	2.3% ~ 2.8%	)
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	(	3.2% ~ 3.7%	)
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	(	3.1% ~ 3.7%	)
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	(	3.3% ~ 3.8%	)
「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	(	1.4% ~ 1.7%	)
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	(	1.5% ~ 1.9%	)

※「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」、「多動性－衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について一つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

1. 特別支援教育の制度とその実態

2) 特別支援教育における指導・支援体制

特殊教育から特別支援教育になって変化した制度・体制

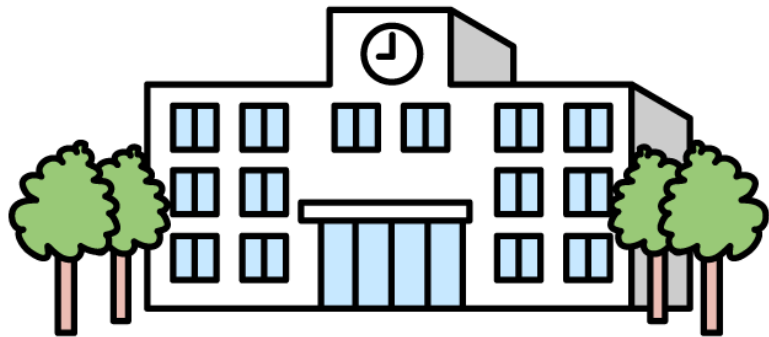
- ①校内委員会を作しましょう
- ②個別の教育支援計画を作しましょう
- ③特別支援教育コーディネーターを置きましょう
- ④特別支援学校がセンター的機能を持ちましょう

1. 特別支援教育の制度とその実態

2) 特別支援教育における指導・支援体制

①校内委員会の設置

校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を
確立し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の
実態把握や支援内容を行う、委員会のこと

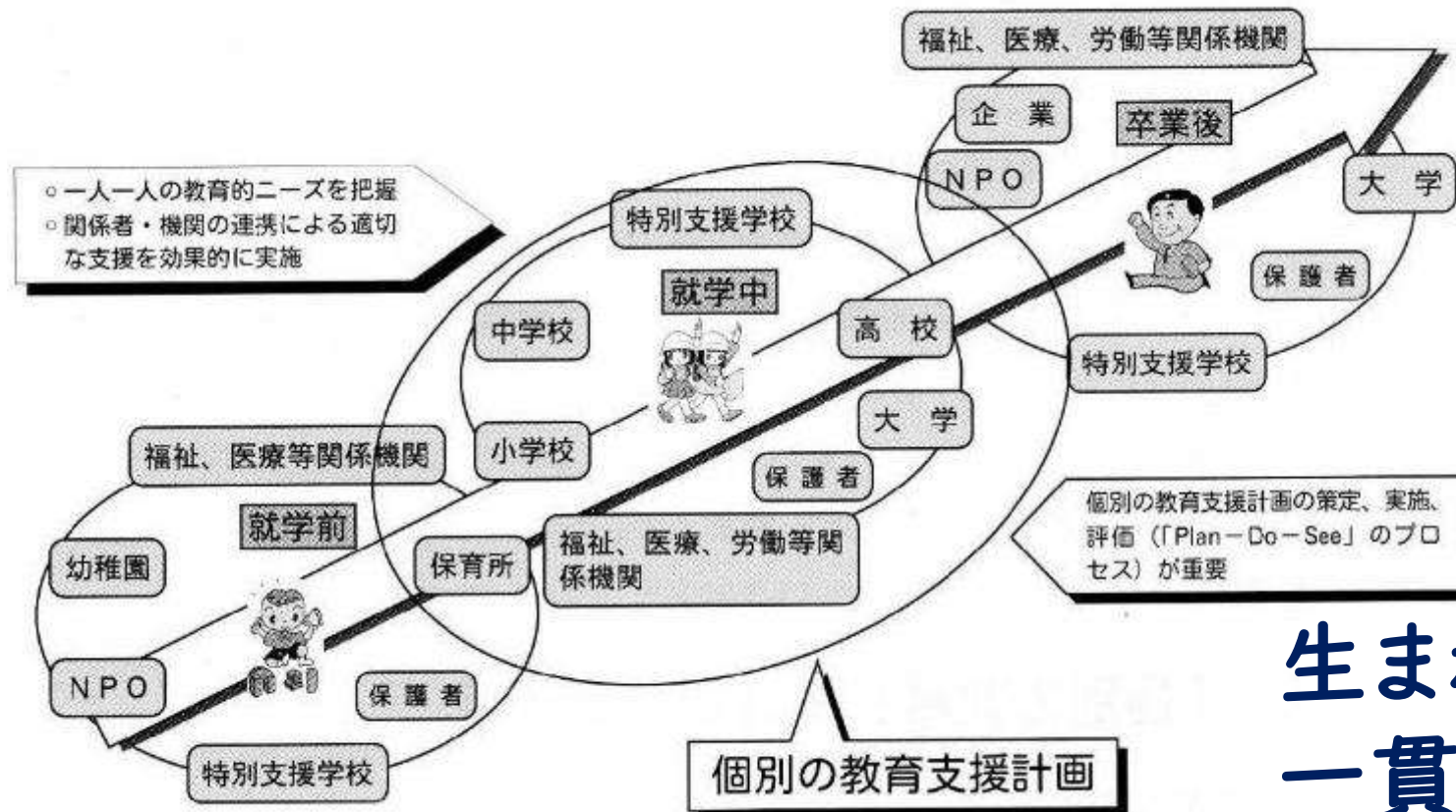


児童の実態把握
支援内容の検討・評価
特別な教育的支援を必要とする
児童生徒の早期発見
等

1. 特別支援教育の制度とその実態

2) 特別支援教育における指導・支援体制

②個別の教育支援計画の作成・・・医療・福祉・労働との連携



生まれてから、成人期以降も
一貫して支援し続ける

1. 特別支援教育の制度とその実態

2) 特別支援教育における指導・支援体制

③ 特別支援教育コーディネーターの指名(校長から指名) (通常の学校・特別支援学校両方)



学校内の特別支援教育システム
を円滑に進める
(通常の学校・特別支援学校ともに)

地域の学校に在籍する障がいの
ある児童生徒を支援する
(主に特別支援学校が)

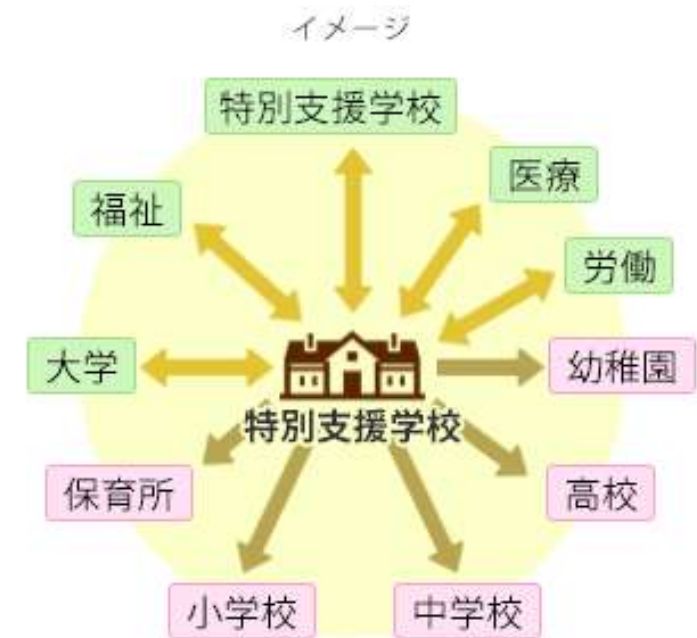
1. 特別支援教育の制度とその実態

2) 特別支援教育における指導・支援体制

④特別支援学校のセンター的機能

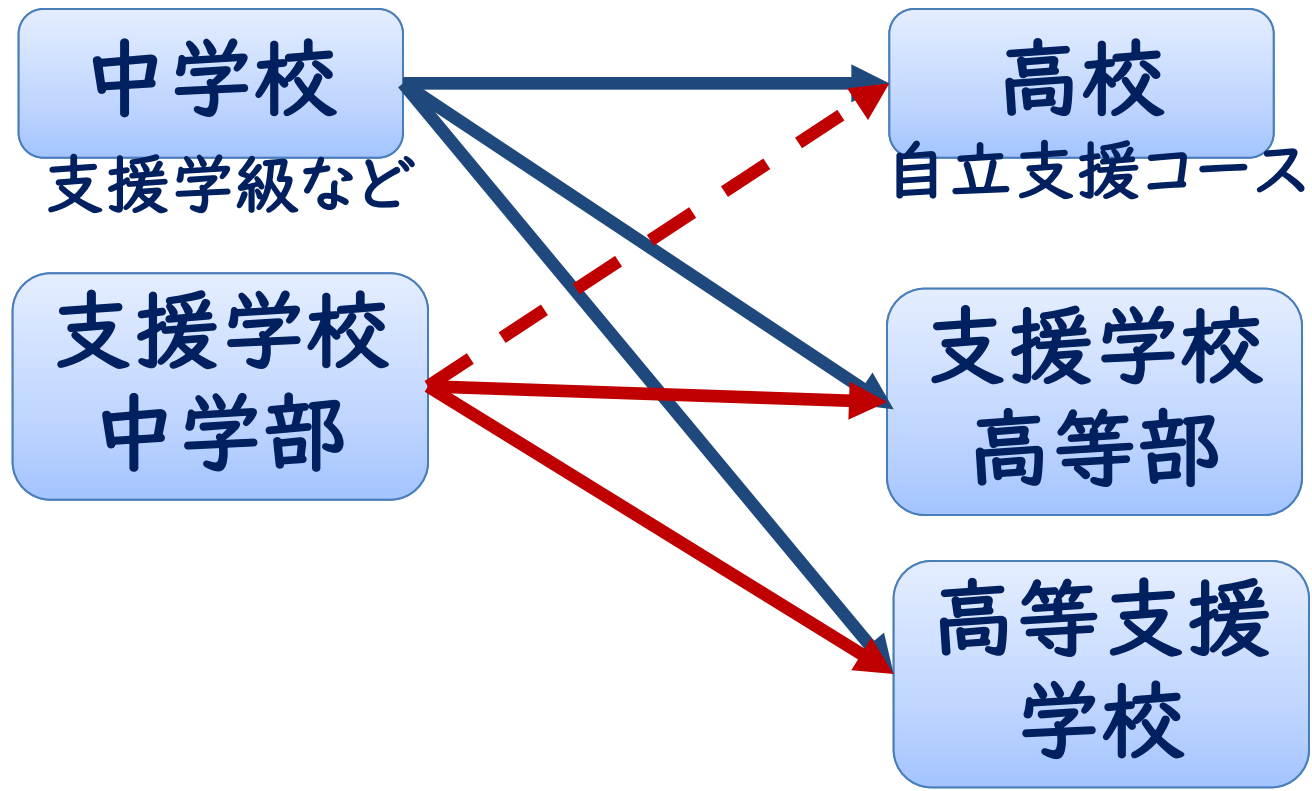
地域の特別支援教育を整備していくことを目的に、特別支援学校が地域の特別支援教育の中核的な役割を果たすこと

1. 小中学校の教員への支援
2. 特別支援教育に関する相談等
3. 小中学校の障がいのある子どもへの指導・支援
4. 関係機関との連絡・調整
5. 小中学校の教員に対する研修協力
6. 障がいのある子どもへの施設・設備の提供



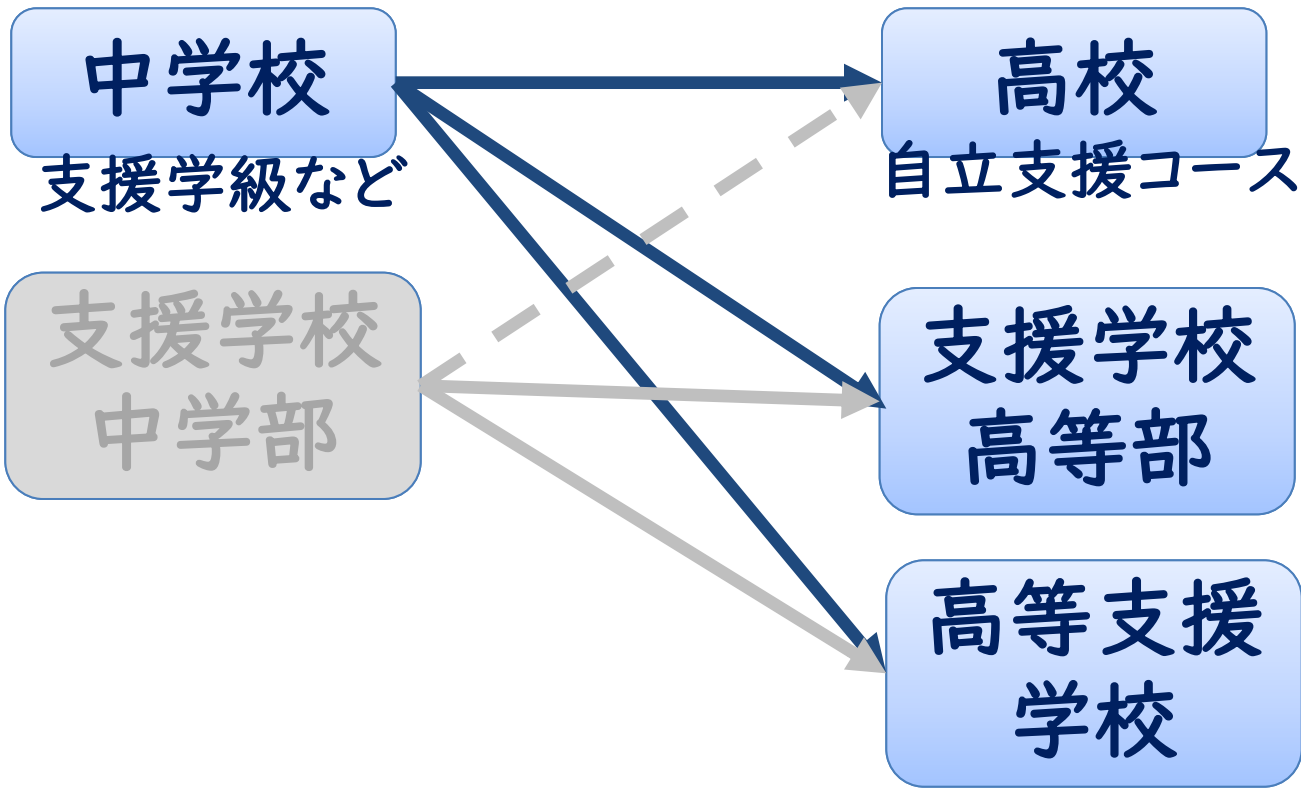
1. 特別支援教育の制度とその実態

3) 障がいのある児童生徒の進路について



1. 特別支援教育の制度とその実態

3) 障がいのある児童生徒の進路について



大阪府の実態 (大阪の支援教育R7)

中学校支援学級 (知的障がい)

→ 高校全日制: 46.4%

→ 高校定時制: 2.7%

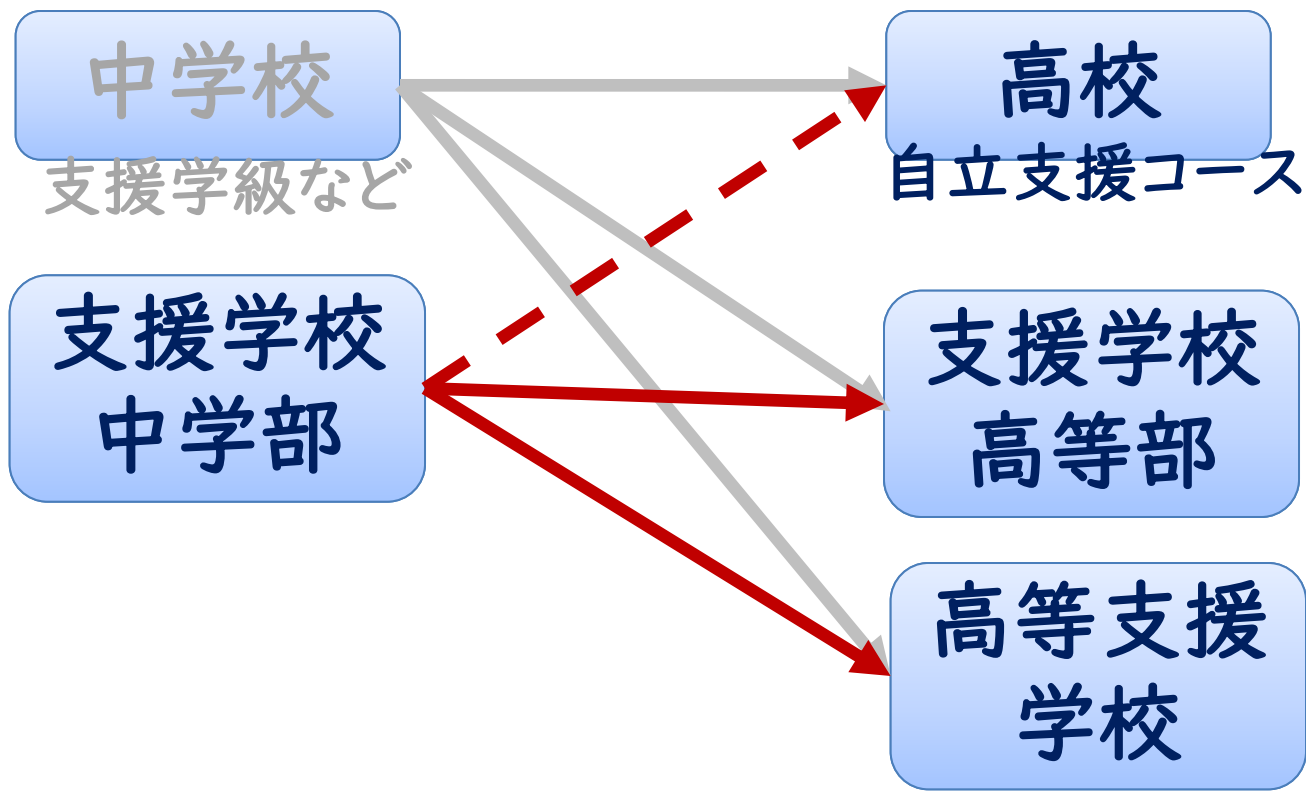
→ 高校通信制: 23.7%

→ 支援学校高等部: 17.2%

中学校支援学級からは
高等学校を選択する
割合が高い

1. 特別支援教育の制度とその実態

3) 障がいのある児童生徒の進路について

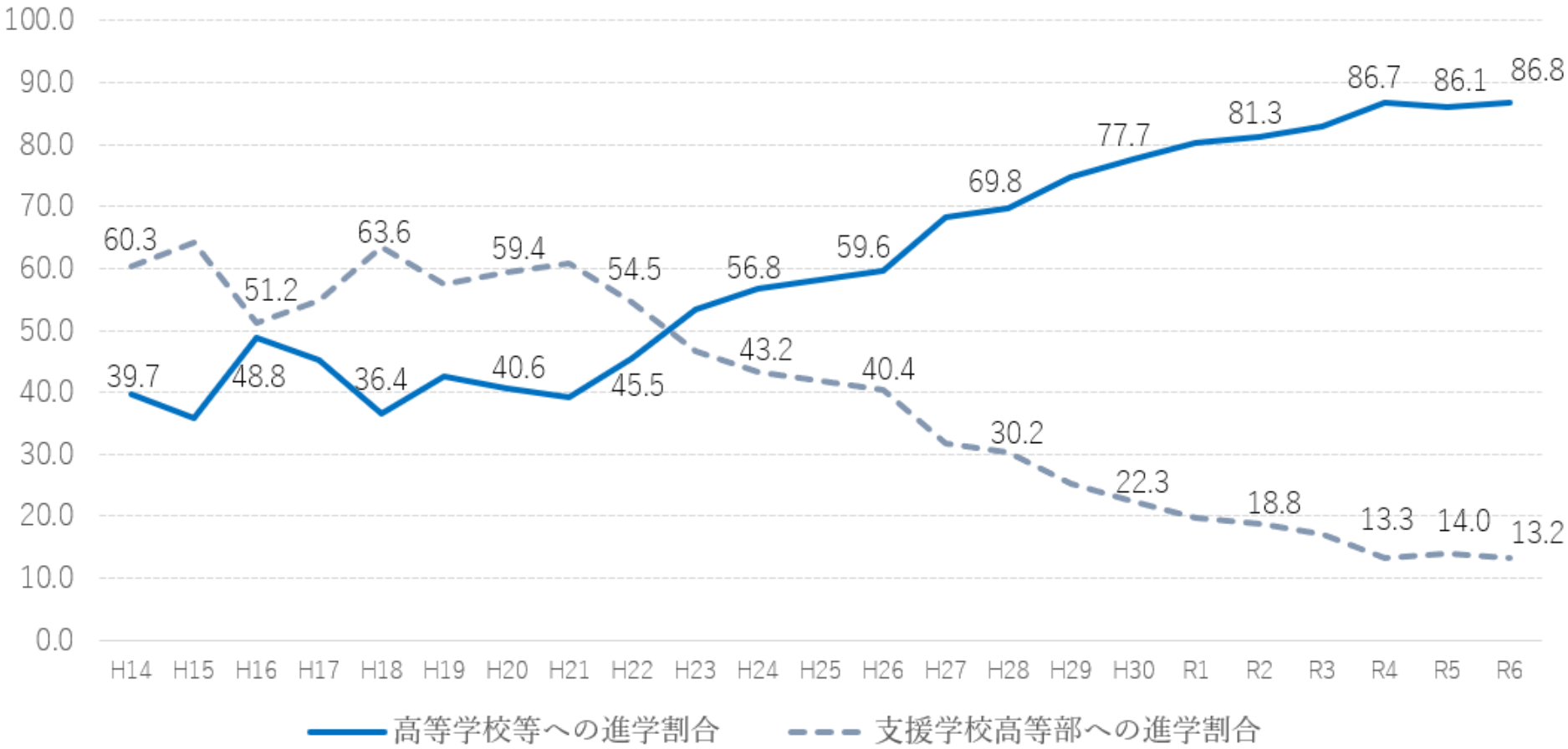


大阪府の実態 (大阪の支援教育R7)
支援学校 中学部 (知的障がい)
→ 高校 全日制: 0.9%
→ 高校 定時制: 0.1%
→ 高校 通信制: 1.7%

→ 支援学校 高等部: 94.5%
支援学校 中学部からは
高等部を選択することが
ほとんど

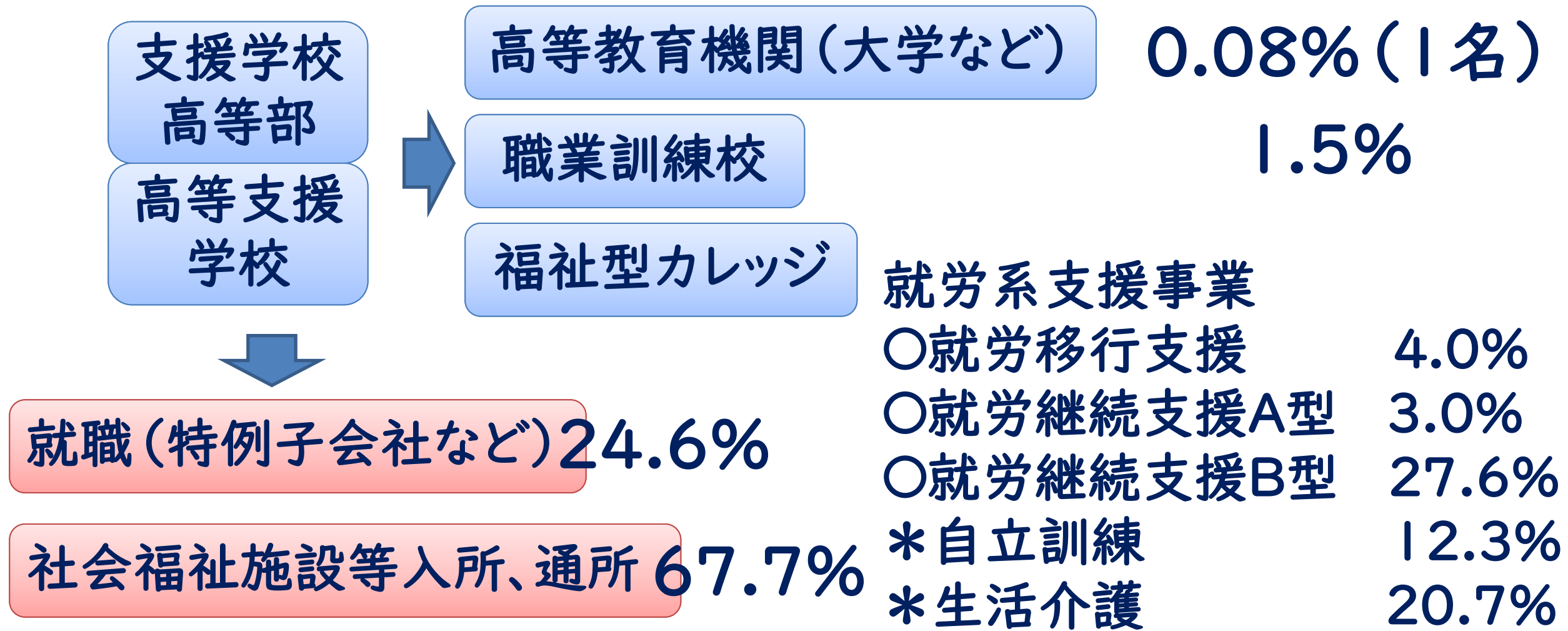
1. 特別支援教育の制度とその実態

3) 障がいのある児童生徒の進路について



1. 特別支援教育の制度とその実態

3) 障がいのある児童生徒の進路について



1. 特別支援教育の制度とその実態

4) インクルーシブ教育について

学校教育法施行令の一部を改正する政令(2013)

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(以下「報告」という。)において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、**障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。**」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、**本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。**」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

1. 特別支援教育の制度とその実態

4) インクルーシブ教育について

学校教育法施行令の一部を改正する政令(2013)

第2 改正の内容

視覚障害者等(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。))で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。)の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正(第5条及び第11条関係)

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、**認定特別支援学校就学者(視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者**をいう。以下同じ。))以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

1. 特別支援教育の制度とその実態

4) インクルーシブ教育について

学校教育法施行令の一部を改正する政令(2013)

2012年まで: 認定就学者制度

認定就学者=障がいの状態と照らし合わせて、当該市町村
の設置する小中学校において教育を受ける
特別な事情があると認めるもの

⇔ 認められなければ地域の小中学校に就学できない
障がい程度の重い児童生徒(例:全盲・聾・重度重複障がい)
は特別支援学校に就学するのが基本

1. 特別支援教育の制度とその実態

4) インクルーシブ教育について

学校教育法施行令の一部を改正する政令(2013)

2012年まで: 認定就学者制度

⇔ 認められなければ地域の小中学校に就学できない

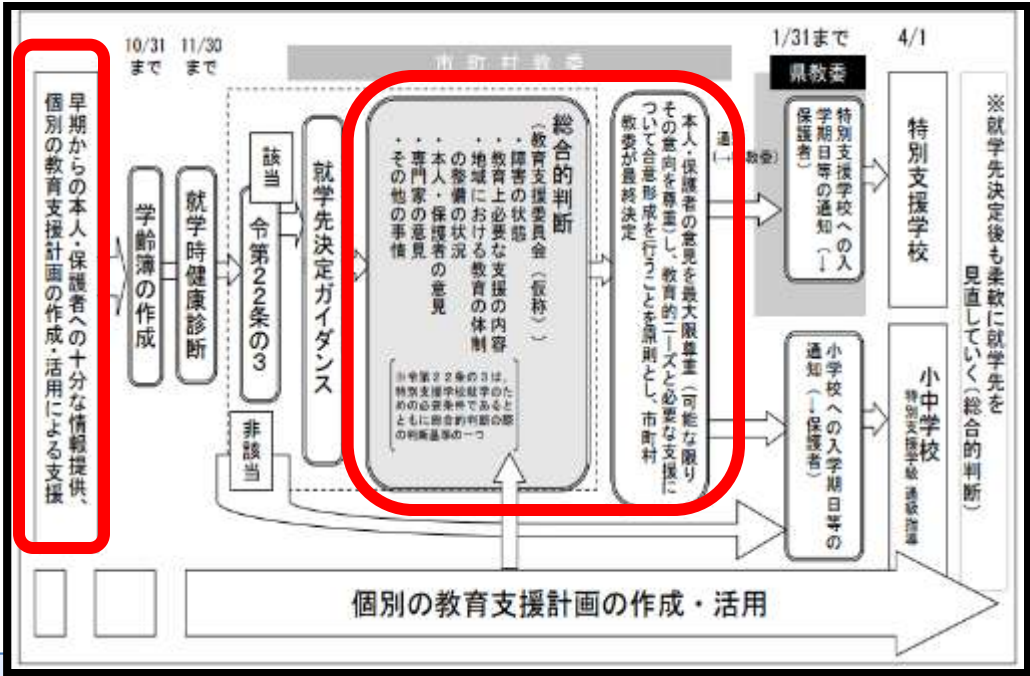
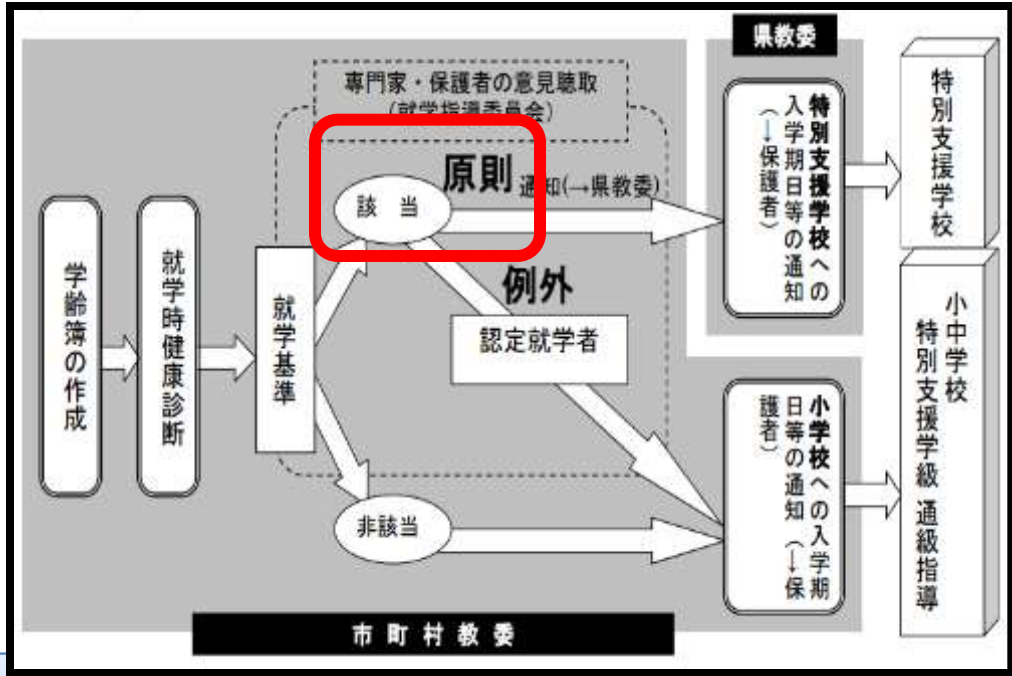
2013年から: 学校教育法施行令 改正
認定特別支援学校就学者

障がいのある児童生徒は原則、地域の小中学校に就学
特別支援学校から地域の小中学校への転学も柔軟に

全教員が障がいのある児童生徒に対する教育に携わる必要

1. 特別支援教育の制度とその実態

4) インクルーシブ教育について



障がいの状態はあくまでも判断にあたっての一要素。
保護者や専門家の意見、就学先の学校における教育や支援の内容、
地域の教育体制なども総合的に判断して慎重に決定していく

1. 特別支援教育の制度とその実態

4) インクルーシブ教育について

特別支援教育からインクルーシブ教育へ

特別支援教育

知的障がい・肢体不自由・病弱・視覚障がい・
聴覚障がい・発達障がい等のある児童生徒
(可能性も含む)

インクルーシブ教育

障がいの有無に関係なく、全ての児童生徒

障がいのある者もない者とともに学ぶ仕組み

➡ ○障がい者が自身の暮らしている地域の初等中等教育
で教育を受ける機会を得ること

1. 特別支援教育の制度とその実態

4) インクルーシブ教育について

障害者権利条約 国連勧告で問われる障害者施策

2022年09月30日(金)
竹内 哲哉 解説委員

障害のある人の人権や自由を守ることを定めた障害者権利条約。その条約に基づき、日本政府はどのような取り組みをしてきたのか。国連の権利委員会による初めての審査が行われ、9月9日に総括所見・改善勧告が公表されました。

勧告では、障害のある人の強制入院や分離された特別な教育の中止などが求められています。法的拘束力はありませんが、極めて強く政府は対応を求められます。

障害者権利条約をめぐる審査と勧告、そして日本に何が求められているかを考えたいと思います。



2022年9月9日

締約国を対象に障害者権利条約の審査が行われた

日本は改善勧告を受ける。

①地域移行、強制入院

→入所施設等を減らす(脱施設化)

→強制入院に関する法律の廃案

②教育

→分離された特別支援教育の中止

→インクルーシブ教育に向けた

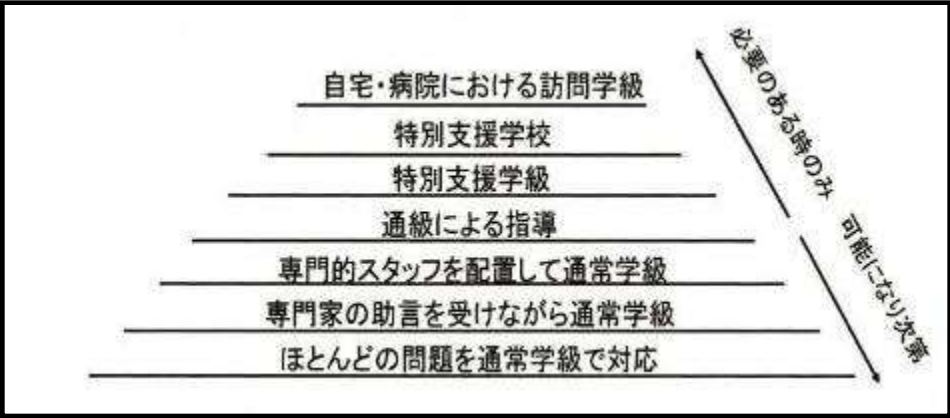
行動計画の策定

1. 特別支援教育の制度とその実態

4) インクルーシブ教育について

特別支援教育からインクルーシブ教育へ

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」
(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。



上記の学びの場から障がいのある人々が排除されないようにする

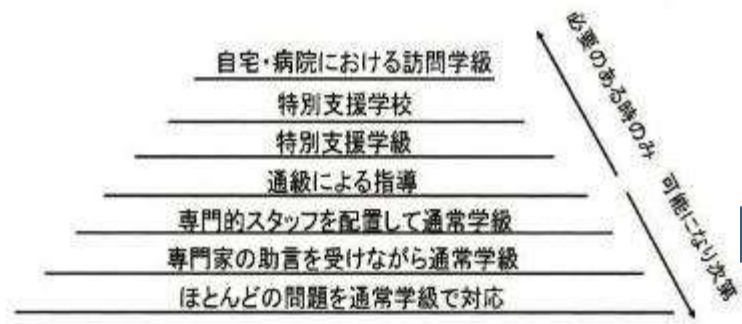
日本はインクルーシブ教育について、特別支援教育分野で語られることが多い

1. 特別支援教育の制度とその実態

4) インクルーシブ教育について

特別支援教育からインクルーシブ教育へ

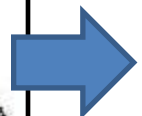
障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。



○通常の教育システムに障がいのある人々がアクセスできるようにする



通常の教育システムの改革を目的としている



国連は分離教育と批判している

1. 特別支援教育の制度とその実態

4) インクルーシブ教育について

特別支援教育からインクルーシブ教育へ

対象児童生徒

特別支援教育

知的障がい・発達障がい等の障がいがあり、
特別な教育的な支援を必要とする児童生徒

特別ニーズ教育

障がい、国籍、貧困などによって、
特別な教育的ニーズがある児童生徒

インクルーシブ教育

障がい、その他の有無に関係なく全ての児童生徒

1. 特別支援教育の制度とその実態

4) インクルーシブ教育について

特別支援教育からインクルーシブ教育へ

対象児童生徒

特別支援教育 知的障がい・発達障がい等の障がいがあり、特別な教育的な支援を必要とする児童生徒

特別ニーズ教育 障がい、国籍、貧困などによって、特別な教育的ニーズがある児童生徒

インクルーシブ教育 障がい、その他の有無にかかわらず、まずは特別な教育的ニーズのある子どもの教育保障

研修の流れ

1. 特別支援教育の制度とその実態
- 2. 特別支援教育と学習指導要領**
3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携
4. まとめ

2. 特別支援教育と学習指導要領

1) 学習指導要領とは

- 文部科学省が示す教育課程の基準となるもの
- 年間標準時間数や各教科で指導する内容を明記

教科

国語科・算数科・音楽科・図画工作科・体育科
社会科(第3学年から)・理科(第3学年から)
生活科(第2学年まで)
家庭科(第5学年から)・外国語科(第5学年から)

特別の教科

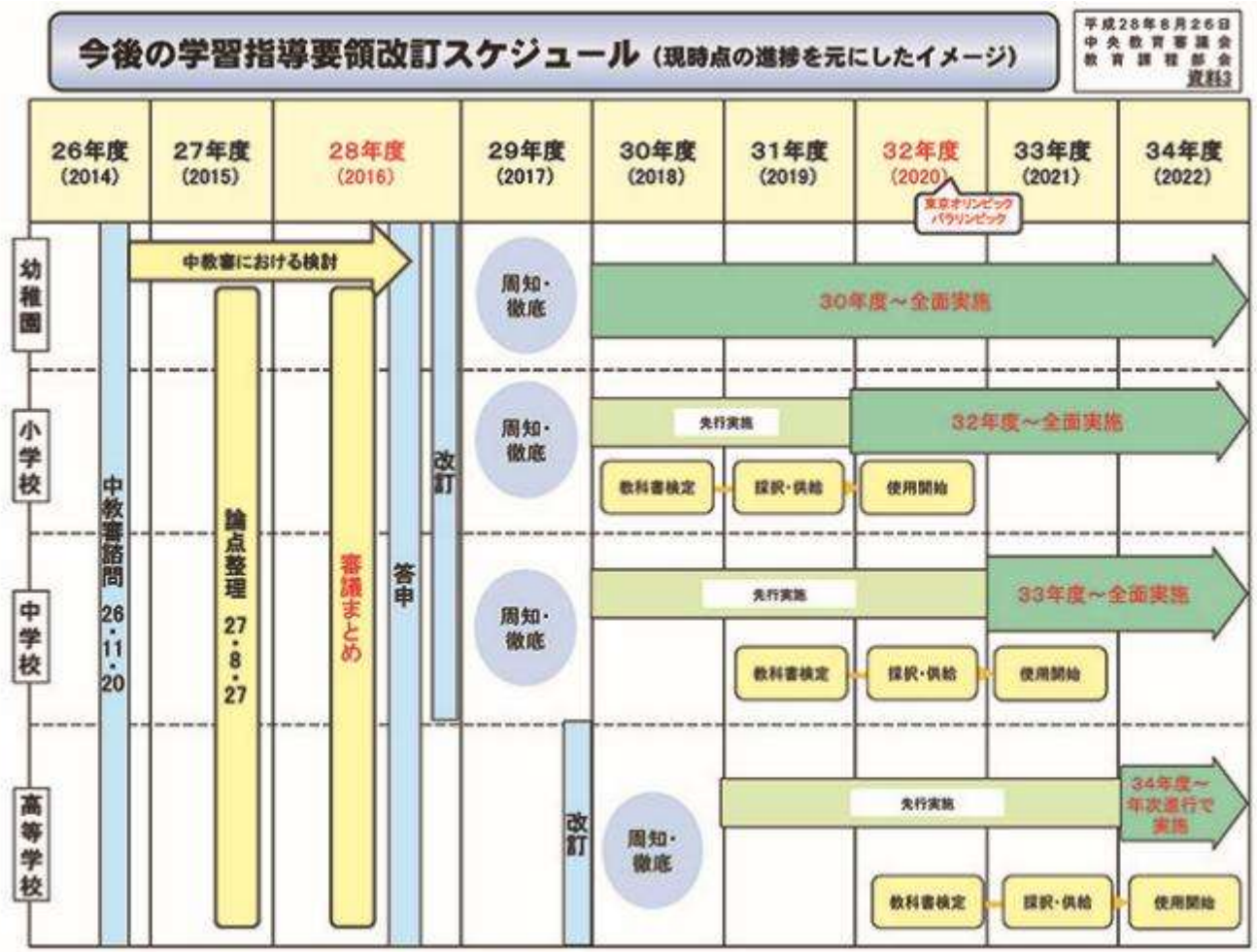
道徳科

領域

総合的な学習の時間
特別活動
外国語活動(第3・4学年)

2. 特別支援教育と学習指導要領

1) 学習指導要領とは



2017年4月
特別支援学校小学部・
中学部指導要領告示

2019年2月
特別支援学校高等部
学習指導要領告示

2. 特別支援教育と学習指導要領

2) 社会に開かれた教育課程

これまでの教育課題

子どもたちが学校で身に付けた基礎的な知識・技能を、学校以外(地域社会)で発揮することが難しい



学校

教科・領域等の
枠組みで活動が
構成されている



地域社会

教科・領域等の
枠組みで活動
していない

社会に開かれた教育課程が必要

2. 特別支援教育と学習指導要領

2) 社会に開かれた教育課程

学習指導要領より

(1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、**教科等横断的な視点から教育課程の編成**を図るものとする。

文科省が示す教科等横断的能力

コミュニケーション(文)

問題発見・解決(文)

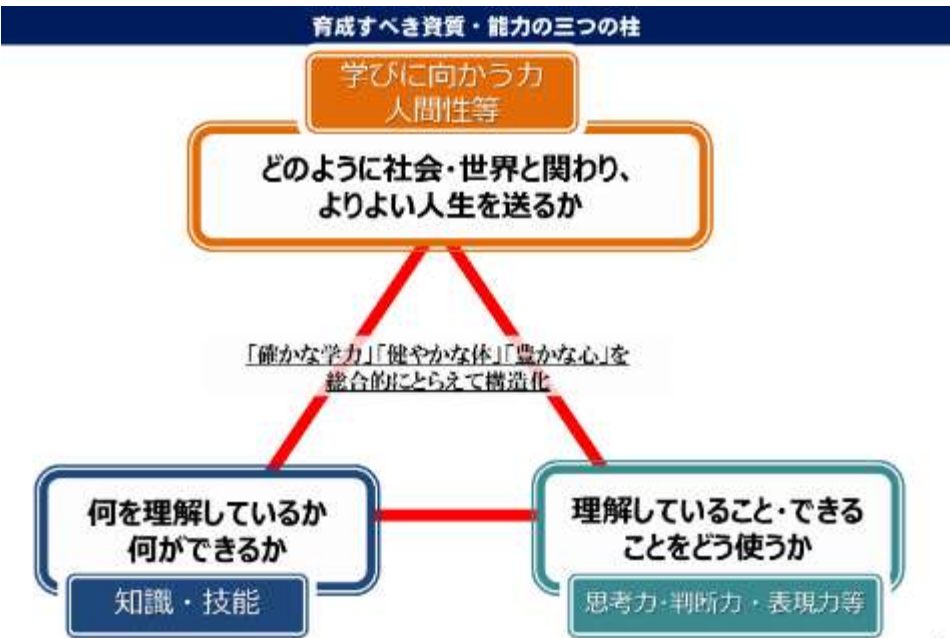
情報活用能力(文)



国語、算数、社会、理科など、どの教科においても、この3つの力の育成し、社会参加につなげること

2. 特別支援教育と学習指導要領

3) 授業を通して何を育てるのか？



15

学校教育法第三十条2 学力の3要素

- ①基礎的な知識・技能
- ②思考力・判断力・表現力等
- ③主体的に学習に取り組む態度

現学習指導要領 育成すべき資質・能力

- ①知識及び技能
- ②思考力・判断力・表現力等
- ③学びに向かう力、人間性等

2. 特別支援教育と学習指導要領

3) 授業を通して何を育てるのか？

学びに向かう力、人間性等

【国語科】

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活や社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつよさに気付くとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。

2. 特別支援教育と学習指導要領

3) 授業を通して何を育てるのか？

学びに向かう力、人間性等

態度を身に付ける

思考力・判断力・表現力を身に付ける

〇〇を理解し、〇〇の技能を身に付ける

能力
知識・技能

どうやら「学びに向かう力、人間性等」を身に付けるには「態度」を身に付ける必要があるらしい……

2. 特別支援教育と学習指導要領

3) 授業を通して何を育てるのか？

態度＝人, 集団, 社会問題などの社会的環境事象に
対する組織化された整合的・持続的な思想, 信念,
感情, 反応傾向の総称。

ブリタニカ国際大百科事典

知識・技能

わかる・できる



態度

自ら

行っている・している

2. 特別支援教育と学習指導要領

3) 授業を通して何を育てるのか？

知識・技能

わかる・できる



態度

自ら

行っている・している

歯磨き

歯ブラシを使って歯を磨く



食べ物を食べた後、
必ず歯を磨く

2. 特別支援教育と学習指導要領

3) 授業を通して何を育てるのか？

態度＝人, 集団, 社会問題などの社会的環境事象に
対する組織化された整合的・持続的な思想, 信念,
感情, 反応傾向の総称。

ブリタニカ国際大百科事典

知識・技能

態度

わかる・できる



自ら

行っている・している

知識・技能の定着・般化・応用

どうやったら？

2. 特別支援教育と学習指導要領

3) 授業を通して何を育てるのか？

態度を育てるキーワードは役割

役割とは・・・キャリア教育と関連して

キャリア＝個人が生涯にわたって遂行する様々な立場や
役割の連鎖及びその過程における自己と働くこと
の関連付けや価値付けの累積

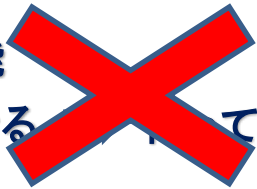
キャリア教育＝幼児児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、
それぞれにふさわしいキャリアを形成していく
ために必要な意欲・態度や能力を育てる教育

2. 特別支援教育と学習指導要領

3) 授業を通して何を育てるのか？

これまでの特別支援教育

知識・技能の積み重ね→より良い成人期
(繰り返し) より良い就労

知識・技能  態度
わかる・できる している・している

これからの特別支援教育

知識・技能を発揮できる場→態度形成(している)の機会

さまざまな機会で**役割**を設定することが重要

例:朝の会の当番、授業での係(一年間ずっと同じ内容×)

研修の流れ

1. 特別支援教育の制度とその実態
2. 特別支援教育と学習指導要領
3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携
4. まとめ

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

1) 個別の教育支援計画と個別の指導計画

個別の教育支援計画

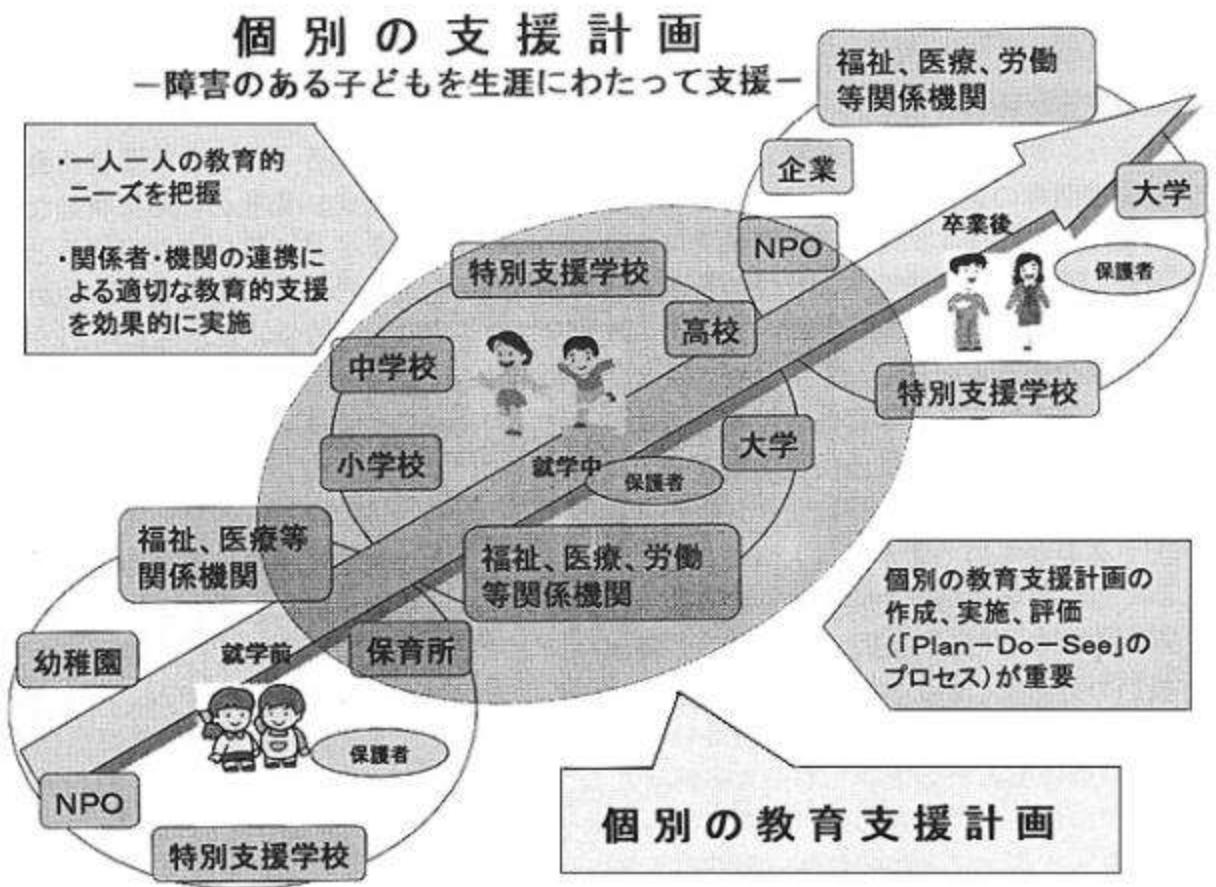
平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童(生徒)の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するもの。

個別の指導計画

個々の児童の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるもの、教育課程を具体化し、障害のある児童など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するもの

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

1) 個別の教育支援計画と個別の指導計画



保護者

- 教育機関
- 医療機関
- 福祉機関(児童発達支援センター等)
- 労働機関(就労支援センター等)

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

2) 個別の教育支援計画 参考様式について

令和3年6月:文部科学省初等中等教育局より

「障害のある子供の教育支援の手引き」が発表される。

→教育支援資料(平成25年発表)の改訂版

令和3年6月30日:

「個別の教育支援計画の参考様式」が通知される

上記は「新しい特別支援教育の在り方に関する有識者会議」報告や
中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」(ともに令和3年1月発表)を
踏まえた内容になっている

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

2) 個別の教育支援計画 参考様式について

これまでの個別の教育支援計画の作成・活用に関する課題

- ICTを介して学校内外での的確に共有されていない
- 統合型校務システムの活用が不十分



切れ目のない支援に向けた関係機関間の情報共有の促進
の観点から「個別の教育支援計画の参考様式」を発表
→教育委員会が域内で統一した統合型校務支援システム
に導入する際の仕様の参考になるもの

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

2) 個別の教育支援計画 参考様式について

プロフィールシート・支援シートからなる
プロフィールシート

- 1. 本人に関する情報
 学びの場、障がいの状態、
 教育歴、検査結果等を記載
- 2. 家庭に関する情報
- 3. 関係機関に関する情報
- 4. 備考

別添1

個別の教育支援計画の参考様式

【プロフィールシート】

1. 本人に関する情報

①氏名	フリガナ		②性別		③生年月日	
④園・学校名					⑤学年・組	
⑥学校長名						
⑦学びの場	☐ 通常の学級					
	☐ 通級による指導（自校・他校・巡回） 障害種別：					
	☐ 特別支援学級 障害種別：					
	☐ 特別支援学校 障害種別：					
⑧障害の状態等	主障害				他の障害	
	診断名					
	手帳の取得状況	手帳（ 年 月交付）	等級		手帳（ 年 月交付）	等級
⑨教育歴（在籍年月日）	幼稚園等	園名：				（○年○月○日～○年○月○日）
	小学校段階	学校名：				（○年○月○日～○年○月○日）
		学校名：				（○年○月○日～○年○月○日）
	中学校段階	学校名：				（○年○月○日～○年○月○日）
		学校名：				（○年○月○日～○年○月○日）
	高等学校段階	学校名：				（○年○月○日～○年○月○日）
		学校名：				（○年○月○日～○年○月○日）
⑩検査	検査名			検査名		備考
	実施機関			実施機関		
	実施日			実施日		
	結果	1 ページ			結果	
	資料	☐ 有	☐ 無	資料	☐ 有	☐ 無

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

2) 個別の教育支援計画 参考様式について

支援シート

- 1. 本人に関する情報
- 2. 支援の方向性
- 3. 評価
- 4. 引継ぎ事項(進級、進学、転校)
- 5. 備考(特に配慮すべき点など)
- 6. 確認欄
 - ・ 支援関係者との共有の同意
 - ・ 進学先等に引き継ぐことの同意

個別の教育支援計画の参考様式

【支援シート(本年度の具体的な支援内容等)】

1. 本人に関する情報

①氏名 (フリガナ)				
②学年・組 				
③担当者				
担任	通級指導教員担当	特別支援教育 コーディネーター		
〇〇〇〇	●●●●	□□□□		

※ 本計画の作成(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Action)にかかわる全ての者を記入すること。

④願い

本人の願い				
保護者の願い				

⑤主な実態

学校・家庭 でのようす	得意なこと	
	好きなこと	
	苦手なこと	

※ 「苦手なこと」の欄には、学校生活、家庭生活で、特に支援を必要としている状況を記入すること。

2. 支援の方向性

① 支援の目標				
② 合理的配慮を含む支援の内容				

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

2) 個別の教育支援計画 参考様式について

支援シート

1. 本人に関する情報
2. 支援の方向性
3. 評価

4. 引継ぎ事項(進級、進学、転校)

5. 備考(特に配慮すべき点など)

6. 確認欄

- ・支援関係者との共有の同意
- ・進学先等に引き継ぐことの同意

個別の教育支援計画の参考様式

【支援シート(本年度の具体的な支援内容等)】

1. 本人に関する情報

①氏名 (フリガナ)				
②学年・組 				
③担当者				
担任	通級指導教室担当	特別支援教育 コーディネーター		
〇〇〇〇	●●●●	□□□□		

※ 本計画の作成(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Action)にかかわる全ての者を記入すること。

④概況

本人の概況				
保護者の概況				

⑤主な実態

学校・家庭 でのようす	得意なこと			
	好きなこと			
	苦手なこと			

※「苦手なこと」の欄には、学校生活・家庭生活で、特に支援を必要としている状況を記入すること。

2. 支援の方向性

① 支援の目標				
② 合理的配慮を含む支援の内容				

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

2) 個別の教育支援計画 参考様式について

支援シート(ポイントとなる項目)

1. 本人に関する情報

「願い(本人・保護者)」

「学校・家庭の様子(得意・好きなこと)」

2. 支援の方向性

「合理的配慮を含む支援の内容」

3. 評価

「合理的配慮を含む支援の内容の
評価」

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(平成24年)に記載されている「合理的配慮の観点」を参考にする

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

2) 個別の教育支援計画 参考様式について

参考:合理的配慮の観点

1. 教育内容・方法

教育内容(学習内容の変更・調整など)

教育方法(情報・コミュニケーション及び教材の配慮など)

2. 支援体制

専門性の指導体制、災害時の支援体制の整備など

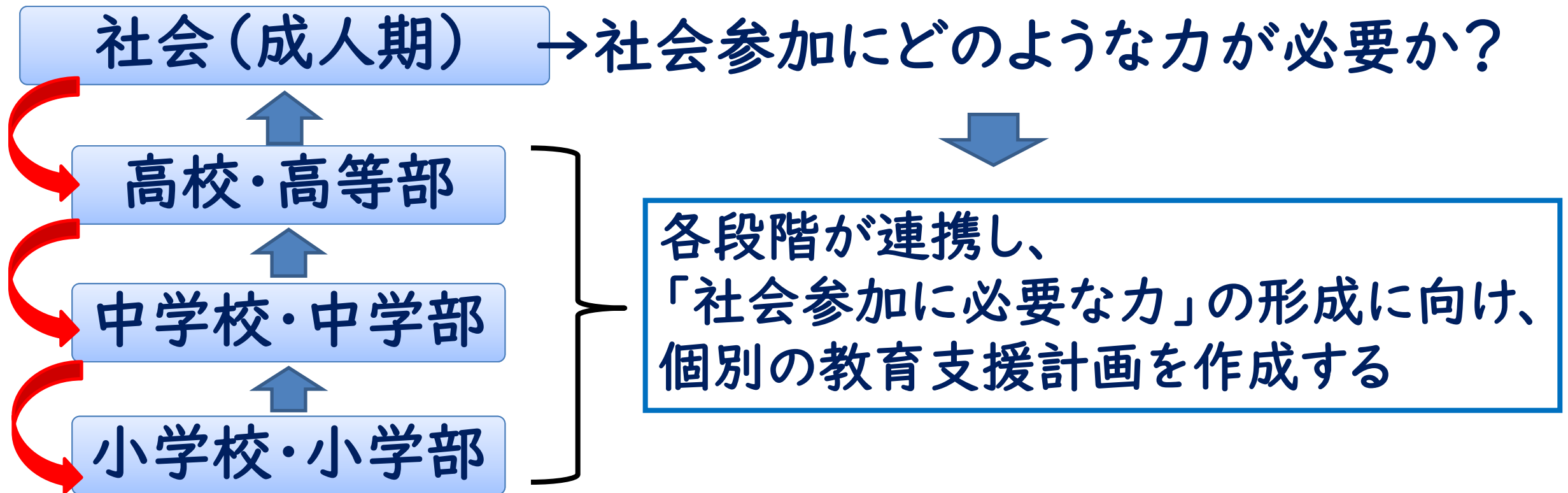
3. 施設・設備

校内環境のバリアフリー化など

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

3) 成人期を見据えた目標設定

切れ目のない支援に向けた関係機関間の情報共有の促進



3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

3) 成人期を見据えた目標設定

①会社Aの社長の話

Q「就労に向けて、学校で取り組むべきことはなんですか？」

A「正直、仕事は楽しくないことも多いです。

だから、学校は、先生は、子どもたちにとって、好きなことを一つでも見つけてほしいのです。休日に取り組めるようなものを。そうすると仕事も充実します。」

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

3) 成人期を見据えた目標設定

②会社Bの社長の話

Q「就労に向けて、学校で取組むべきことはなんですか？」

A「就労の面接で必ず確認することがあります。

今ほしいものは何か？休日ですることは何か？

それを達成するために、頑張ってお給料もらおう
という話をしています」

成人期に向けて、個別の教育支援計画の「好きなこと」が
「休日に取り組めること」になるように

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

3) 成人期を見据えた目標設定

③会社C(特例子会社)の社長の話

Q「就労に向けて、学校で取り組むべきことはなんですか？」

A「作業に関わる内容は会社や作業所で教えます。

学校では、長時間集中して取り組むとか、自発的に取り組むとか「態度」を教えてほしい。

だって、学習指導要領にも書いてあるでしょ」

知識及び技能(わかる・できる)だけでなく態度(自らしている)
に関する内容も個別の教育支援計画に記載する

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

3) 成人期を見据えた目標設定

⑤主な実態

学校・家庭 でのようす	得意なこと	
	好きなこと	
	苦手なこと	

※「苦手なこと」の欄には、学校生活、家庭生活で、特に支障をきたしている状況を記入すること。

就労した時に、
休日に取り組めること

実態として

- 知識及び技能が定着(いつでも)・般化(どこでも)している状態(=態度化している状態)も記載
- 教科等横断的能力(コミュニケーション、問題発見・解決、情報活用の観点も必要

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

3) 成人期を見据えた目標設定

② 合理的配慮を含む支援の内容	
②-1-2	学習内容の変更・調整
	・読む量を減らし、本人の負担にならない程度の量に調整する。
①-2-1	情報・コミュニケーション及び教材の配慮
	・単語や文節のまとまりが分かりやすいように補助線や区切り線を引かせる。
②-1	専門性のある指導体制の整備
	・通級指導教室と連携し、視覚認知能力を高める指導の充実を図る。



どうしたらできるか？

根拠ある支援を、成人期に引き継いでいく

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

4) 福祉との連携

個別の教育支援計画 プロフィールシート

3. 関係機関に関する情報			
①支援を受けた日（期間）	②機関名	③担当者名	④主な支援・助言内容等

3. 関係機関に関する情報			
①支援を受けた日（期間）	②機関名	③担当者名	④主な支援・助言内容等
R2. 7. 1~R3. 3. 31	緑ヶ丘児童発達支援センター	×○	・・・

○ フリースクールや適応指導教室、医療・福祉機関等に関する情報も本欄に記載します。

支援期間・機関名・担当者名・主な支援、助言内容等

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

4) 福祉との連携

個別の教育支援計画 支援シート

③ 支援の目標に対する関係機	関係機関名	支援の内容
○教育、家庭、医療や福祉などの関係機関等が一貫した支援を行うため、支援の目標に対し、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関等の役割を明確にします。		
③ 支援の目標に対する関係機関等との連携	関係機関名	支援の内容
	□□病院作業療法（担当**OT：月2回）	ビジョンセラピー（眼だけで追視する訓練）
	放課後等デイサービス（担当**指導員：月～金放課後）	読書（合理的配慮①-2-1）

関係機関名・支援内容の記述

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

4) 福祉との連携

個別の教育支援計画 支援シート

4. 引継ぎ事項（進級、進学、転校）		4. 引継ぎ事項（進級、進学、転校）	
① 本人の願い		① 本人の願い	・落ち着いた気持ちで、学習活動に参加したい。
② 保護者の願い		② 保護者の願い	・物事に最後まで取り組んでほしい。 ・通級指導教室は継続して利用したい。
③ 支援の目標		③ 支援の目標	・漢字に関しては、2年生においても同様の支援目標が必要である。 ・本人・保護者の願いにもあるが、長い時間集中することが苦手であるため、2年生における支援の目標としたい。
④ 合理的配慮を含む支援の内容		④ 合理的配慮を含む支援の内容	④ 1年生から2年生に引き継ぎ、必要であると思われる ○⑤については、関係機関の評価を聞き取ったうえで、記入します。
⑤ 支援の目標に対する関係機関等との連携		⑤ 支援の目標に対する関係機関等との連携	・ビジョンセラピーについては引き続き取り組みを続ける必要がある。 ・学校における合理的配慮と連携して取り組みを進める必要がある。

引継ぎ事項の記述（学校との連携）

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

4) 福祉との連携

福祉機関の皆様をお願いしたいこと(学校も行う前提で)

○子どもの好きを一緒に見つけてほしい

→休日に取り組めるように

○身に付けたことを「いつでも」「どこでも」発揮できる場の一つであること→「態度」の育成

○児童の「目標」を学校と連携して設定していただきたい

→PDCAサイクルを築いていただきたい

4. まとめ

1. 特別支援教育の制度とその実態

関係機関との連携を経て「自立と社会参加」を目指す

2. 特別支援教育と学習指導要領

「社会参加」に向けてさまざまな場で「態度」を育てる

3. 個別の教育支援計画からみる福祉との連携

成人期(社会参加)を見据えて、さまざまな立場が協働して「子ども」を育てる